

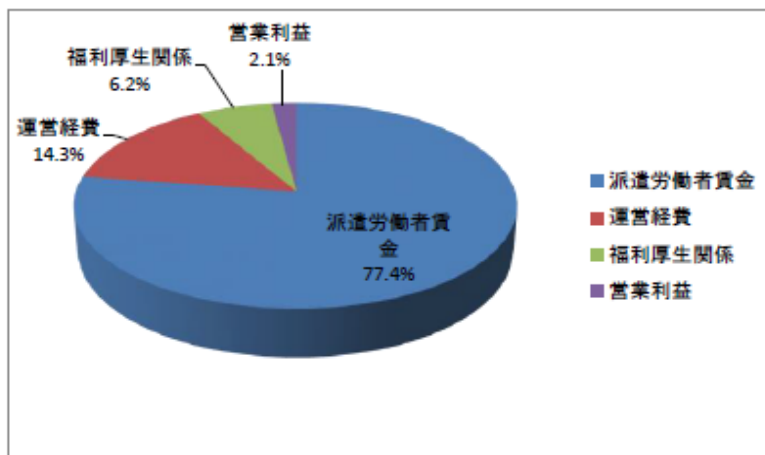
## 労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。(第11期決算書より)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	95名
派遣先の数	30社
マージン率	21.4%
派遣料金の平均額	12,992円(1日8時間換算)
派遣社員の賃金の平均額	10,212円(1日8時間換算)



一番多くを占めるのが派遣労働者の賃金で、年次有給休暇を含め約77.4%です。

運営経費として、募集媒体費・社員人件費・事務所使用料・通信費など諸経費が14.3%となります。

福利厚生関係は、雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金保険など社会保険料となります。比率は6.2%となります。

これらを差し引いた残り約2.1%が営業利益になります。